

## 運営推進会議について

### 注意事項

(次の内容は厚生労働省の通知等に基づいて今後内容が変更する場合があります)

- ・ 東近江市指定地域密着型サービス事業所における運営推進会議等の設置及び運営に関するガイドラインに基づいて開催をしてください。
- ・ 開催頻度は運営基準に基づいて開催してください。
- ・ 書面で開催する場合は『運営推進会議開催方法の臨時的取扱いについて(事務連絡通知：令和3年9月27日発出)』において、留意点に沿った内容で開催してください。
- ・ 運営基準の内容に沿った開催をしてない場合、運営基準を満たしていないこととなり指導対象となる場合があります。
- ・ 報告書は構成員(委員)宛てに提出してください。

### 地域との関わり事例(令和4年度運営推進会議報告書より抜粋)

- ・ 避難訓練は地域住民を交えて開催。職員が車椅子の介助方法を住民へ説明。
- ・ 近隣企業等の協力を得て大掃除を行った。
- ・ 地域サロンに出向き、認知症に関する講座を開催した。
- ・ 地域住民に呼びかけし、事業所でラジオ体操を開催した。
- ・ 地域住民から野菜や果物の提供。
- ・ 事業所が休所日に地域交流のための場所を提供し、地域課題等を見出す機会を作りたい。

### 事業運営(令和4年度運営推進会議報告書より抜粋)

- ・ 夜間帯に、夜勤者1人で避難訓練を行い避難方法の確認や足元灯の必要性を感じ、日中帯の避難訓練では気が付かなかった問題がわかり対策を立てることができた。
- ・ ヒヤリハットを日々報告し、大きな事故防止へと繋げている。
- ・ 学生の職業体験を受入れた。
- ・ 短期間に同じ内容のヒヤリハット報告がある。具体的な対策がされていない。
- ・ 事故報告に合わせて具体的な対策をしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域との関わりがほとんどなくなった。
- ・ 外出機会が減ったが、ドライブでお花見や紅葉を楽しみ、施設敷地内で焼き芋をした。
- ・ 認知症の利用者へのマスク着用の対応に困っている。
- ・ 事業所内での畑での野菜収穫を行った。
- ・ 見守り機器を導入体験し、介護事故の検証や居室巡回等のタイミングを計り職員の介護負担軽減を目的とし検討をしている。
- ・ 家族面会は、感染症対策のため窓越しで行ったり、相談室等の別室で時間を設けたりパーティーション越しで行っている。

### 注意事項

- ・ 運営推進会議報告書の未提出の事業所があります。各構成員(委員)に必ず提出をしてください。

## 東近江市指定地域密着型サービス事業所における運営推進会議等の設置及び運営に関するガイドライン

このガイドラインは、指定地域密着型サービス事業者に義務付けられている「運営推進会議」又は「介護・医療連携推進会議」の設置及び運営について、本市における方針を示すものです。

各事業者においては、このガイドラインに沿って「運営推進会議」又は「介護・医療連携推進会議」の設置をお願いします。

既に設置要綱等を作成している事業所につきましては、現在の設置要綱等を確認いただき当ガイドラインに沿った運営推進会議等の設置をお願いします。

### 1 運営推進会議又は医療・介護連携推進会議の設置義務事業

以下の各号に掲げる事業者は運営推進会議を設置しなければならない。ただし、併設により以下の事業を運営する場合には、1つの運営推進会議の設置で足り、当該運営推進会議で複数の事業にかかる評価等を行っても差し支えない。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型通所介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 2 運営推進会議の意義

事業者自らが提供するサービスの内容等を運営推進会議に対して明らかにすることにより、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。

運営推進会議は事業者からの活動状況等の報告を受け、それを評価し、必要な要望、助言等を行う。

### 3 運営推進会議の構成員

運営推進会議は、以下の分野から選出した5名以上の委員で構成するものとし、委員の選出分野の偏重を極力避けるため、構成員の選出分野の内、少なくとも2以上の分野から委員を選出しなければならない。また、運営推進会議の構成員の任期については事業者が定めるものとする。ただし、小規模多機能型居宅介護事業所は可能な限り1名以上当該サービスに知見を有する者を選出するよう努めなければならない。

- (1) 利用者又は利用者の家族
- (2) 地域住民の代表者  
自治会の役員、民生委員児童委員、老人クラブ代表者等。
- (3) 当該サービスに知見を有する者  
各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、看護師、保健師、福祉事業関係者等
- (5) 事業者等は運営状況について評価、必要な要望、助言等を受けるものとする。併せて、当該事業者等と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交

換を行う。

## 7 関係機関等への報告及び公表

運営推進会議の内容については、以下の各号により報告及び公表を行うこととする。

- (1) 事業者は、運営推進会議終了後速やかに、所管課に運営推進会議開催報告書<sup>別紙1</sup>又は任意の様式による報告書を提出する。
- (2) 事業者は、活動状況報告書等（任意様式）及び運営推進会議開催報告書<sup>別紙1</sup>又は任意の様式による報告書を事業所の窓口に設置する等の手法により公表する。
- (3) 事業者は、活動状況報告書等（任意様式）及び運営推進会議開催報告書<sup>別紙1</sup>又は任意の様式による報告書を、その完結の日から2年間保存する。
- (4) 運営推進会議における報告資料については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮する。
- (5) 市は、事業所から提出のあった運営推進会議開催報告書を保管し、求めがあった場合はこれを開示する。

## 8 運営推進会議名簿の提出

事業者は、市に対して運営推進会議委員名簿<sup>別紙2</sup>を提出する。

## 9 医療・介護連携推進会議の設置及び運営について

2から8における規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の設置する介護・医療連携推進会議について準用する。この場合において、2から8における「運営推進会議」とあるのは「介護・医療連携推進会議」と読み替えて準用する。ただし、3に示す構成員については「地域の医療関係者」を加えた4分野から構成するものとする。

「地域の医療の関係者」とは医師会の医師等又は地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等とする。

### 附 則

このガイドラインは、平成27年7月1日から施行する。

このガイドラインは、平成30年2月1日から施行する。

## 運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
参加者	議 題
利用者又は利用者の家族	名
地域住民の代表者	名
当該サービスに知見を有する者	名
市職員	名
地域包括支援センター職員	名
事業所	名
会 議 録	

## 運 営 推 進 会 議 名 簿

事業所番号	
事業所名称	
担当・連絡先	

氏 名	構 成 区 分	職 名 等

※1「構成区分」欄には、利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業について知見を有する者、市職員、地域包括支援センターの別を記入してください。

※2「職名等」には、町内会の役員、民生委員、老人クラブ、医師、学識経験者、福祉事業関係者等を記入してください。